

(入 札 の 公 告)

次のとおり、制限付一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和8年(2026年)9月16日

北海道留萌振興局長 川畑 千

1 入札に付する事項

- (1) 工事の番号 第 631 号
- (2) 工事の名称 力昼地区小規模治山工事
- (3) 工事の場所 苫前郡苫前町字力昼
- (4) 工事の期間 この工事は、「フレックス工期制」による工事である。
契約締結日の翌日から令和9年(2027年)3月19日までの期間内で、落札者が申し出た期間を工期とする。
- (5) 工事の概要 工事概要調書のとおり
- (6) 分別解体等の実施の義務付け
この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条に基づき、分別解体等の実施が義務付けられた工事である
- (7) 地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について
本工事は、「共通仮設費のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施に当たって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、森林土木事業積算要領に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難となった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。
営 繕 費：労務者送迎費、宿泊費、借上費
（宿泊費、借上費については、労働者確保に係るものに限る。）
労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用
- (8) 本工事は、「週休2日制を促進する森林土木工事の試行」対象工事である。
- (9) 本工事は、男女とも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、工事監督員と協議し、設計変更においてその整備に必要な費用を計上する工事である。
- (10) 本工事は、受注者の発案によるカーボンニュートラルに資する取組を推進する「北海道インフラゼロカーボン試行工事」の対象工事である。
工事契約後、受注者は、当該工事において、カーボンニュートラルに資する取組を提案・協議し取組を実施することができる。
協議した取組の履行が確認できた場合は工事施行成績評価の加点を行うこととする。
本試行に係る費用については、原則、受注者負担とする。
- (11) 本工事の契約は、契約手続きに係る書類の授受を電子契約サービス（北海道の発注する調達業務を執行するために利用する情報システム（電子計算機を利用して行う業務処理体系をいう。）をいう。以下、同じ。）を利用して契約内容を記録した電磁的記録で行うこと（以下、「電子契約」という。）ができる。
- (12) 電子契約サービスに障害等が発生し電子契約の続行が困難な場合には、紙契約とする場合がある。
- (13) その他電子契約に係る運用は、「電子契約サービス利用要領」によるものとする。
- (14) 本工事は労務費ダンピング調査の対象工事である。工事費内訳書に記載した直接工事費が一定水準を下回った場合、開札後速やかにその理由の確認を行う。

ア 理由の確認方法：書面

イ その他：書面の様式やヒアリング日時等については別途連絡する。書面の提出を行わない場合や理由を回答しない場合には、入札に関する条件に違反した入札として無効とする場合がある。

- (15) 本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の試行対象工事である。

受注者は、建設キャリアアップシステムの活用を希望する場合は、工事着手前に発注者へ協議を行い、協議が整った場合に試行を実施するものとする。

- (16) 本工事は、受注者の提案によるAI技術の活用を通じて、施工の効率化や品質の向上、安全性の向上を図る取組を推進する「AI活用試行工事」の対象工事である。

契約締結後、受注者は当該工事において、AI技術活用に関する取組を発注者に提案・協議し取組を実施することができる。

協議した取組の履行が確認できた場合は、工事施行成績評価の加点を行うこととする。

本試行に係る費用については、原則、受注者の負担とする。

- (17) この工事は、平易な工事の特例により実施する工事で、工期、工事概要等は公告時における予定であることから、公示用設計図書等の閲覧により確定した数量等の確認を行うこと。

2 電子入札に関する事項

- (1) 本工事の入札は競争参加資格確認申請書及び入札書等の提出等を電子入札システム（北海道の発注する調達業務を執行するために利用する情報システム（電子計算機を利用して行う業務処理体系をいう。）をいう。以下同じ。）を利用して行う。ただし、入札参加者のやむを得ない理由により電子入札システムを利用できない場合は、支出負担行為担当者に紙参加届出書を提出することで紙により入札に参加することができる。
- (2) 電子入札システムに障害等が発生し電子入札の続行が困難な場合には、紙入札に変更する場合がある。
- (3) 電子入札システム運用時間は毎日午前8時から午後11時まで（日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)及びメンテナンスのためのシステム停止日を除く。)とする。
- (4) その他電子入札に係る運用は、「北海道電子入札運用基準」によるものとする。
- (5) 本工事の契約は、契約手続きに係る書類の授受を電子契約サービス（北海道の発注する調達業務を執行するために利用する情報システム（電子計算機を利用して行う業務処理体系をいう。）をいう。以下、同じ。）を利用して契約内容を記録した電磁的記録で行うこと（以下、「電子契約」という。）ができる。
- (6) 電子契約サービスに障害等が発生し電子契約の続行が困難な場合には、紙契約とする場合がある。
- (7) その他電子契約に係る運用は、「電子契約サービス利用要領」によるものとする。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札参加希望者は単体企業又は経常建設共同企業体であって、単体企業の要件は（１）、経常建設共同企業体の要件は（２）とする。

- (1) 単体企業の要件

ア 発注工事に対応する令和8年度に有効な道の競争入札参加資格のうち森林土木工事の資格及び建設業法（昭和24年法律第100号）における建設工事の種類ごとに定める許可を有すること。

イ 競争参加資格確認申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。

ウ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

エ 北海道における森林土木工事の競争入札参加資格が B 等級 に格付されていること。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の北海道競争入札参加資格の再審査結果を有していること。

カ 建設業法第3条第1項第2号に規定する特定建設業者又は同法第3条第1項第1号に規定する一般建設業者であること。

- キ 留萌振興局管内に主たる営業所（建設業許可申請書別記様式第一号又は別紙二（２）（建設業法施行規則（昭和２４年建設省令第１４号）別記様式第一号又は別紙二（２））の「主たる営業所」の欄に記載されているものをいう。）を有する者であること。
- ク 過去１５年間（平成２３年度から令和７年度まで）に、本工事と同種で、かつ、おおむね同規模と認められる工事を元請けとして施工した実績を有すること。なお、共同企業体として施工した実績は、当該共同企業体の構成員としての出資比率が２０パーセント以上の場合のものに限るものとする。
- ケ 次の要件を満たす者を監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）として工事に専任で配置できること。ただし、建設業法第２６条第３項第１号の規定の適用を受ける監理技術者等又は同項第２号の規定の適用を受ける監理技術者（以下「専任特例の場合の監理技術者等」という。）の配置を行う場合若しくは同法第２６条の５第１項の規定の適用を受ける監理技術者等（以下「営業所特例の場合の監理技術者等」という。）の配置を行う場合は、専任を要しない。
- （ア） 建設業法第２６条に規定する監理技術者又は国家資格を有する主任技術者若しくはこれと同等以上の資格を有していること。
- （イ） 競争参加資格確認申請書等の提出日以前に３か月以上の雇用関係にあること。ただし、合併又は営業譲渡等があった場合は、この限りではない。
- コ 上記ケただし書きにおける専任特例の場合の監理技術者等の配置を行う場合は、次の（ア）又は（イ）の要件及び（ウ）～（Ｉ）の要件を満たしていること。
- （ア） 建設業法第２６条第３項第１号の規定の適用を受ける監理技術者等を配置する場合は、次の要件を全て満たしていること。
- ａ 本工事及び他の工事それぞれの請負代金の額が、１億円未満（建築一式工事の場合は２億円未満）であること。
 - ｂ 本工事現場と他の工事現場との間（以下、「工事現場間」という。）の距離が、同一の監理技術者等がその一日の勤務時間内に巡回可能であり、かつ、工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、工事現場間の片道の移動時間がおおむね２時間以内であること。
 - ｃ 入札参加者が注文者となった下請契約から数えて、下請次数が３を超えていないこと。
 - ｄ 本工事に配置する監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下「連絡員」という。）を本工事に置くこと。
 なお、本工事が土木一式工事又は建築一式工事である場合は、連絡員は、本工事と同種の工事に関する実務の経験を一年以上有する者であること。
 - ｅ 本工事現場の施工体制を監理技術者等が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じること。
 なお、情報通信技術については、現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものであること。
 - ｆ 次に掲げる事項を記載した人員の配置の計画書を作成し、各工事現場に備え置くこと。
 - （ａ） 建設業者の名称及び所在地
 - （ｂ） 監理技術者等の氏名
 - （ｃ） 監理技術者等の一日あたりの労働時間のうち労働基準法（昭和２２年法律第４９号）第３２条第１項の労働時間を超えるものの見込み及び労働時間の実績
 - （ｄ） 本工事に係る次の事項
 - i 工事の名称及び工事現場の所在地
 - ii 工事の内容（建設業法別表１上段の建設工事の種類）
 - iii 工事の請負代金の額
 - iv 工事現場間の移動時間
 - v 下請次数
 - vi 連絡員の氏名、所属会社及び実務の経験（実務の経験は、土木一式工事又は建築一式工事の場合に記載）
 - vii 施工体制を把握するための情報通信技術

viii 現場状況を把握するための情報通信機器

- g 監理技術者等が、本工事現場以外の場所から本工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されること。
- h 監理技術者を設置する場合は、監理技術者資格者証の交付を受けており、国土交通大臣の登録を受けた講習を受講していること。
- (イ) 建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者を配置する場合は、次の要件を全て満たしていること。
- a 建設業法第26条第3項第2号による監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を工事に専任で配置すること。
- b 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。
なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例の場合の監理技術者等に求める技術検定種目と同じであること。
- c 監理技術者補佐は、競争参加資格確認申請書等の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。ただし、合併又は事業譲渡等があった場合は、この限りではない。
- d 監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- e 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
- f 監理技術者が兼任できる工事は、留萌振興局管内の工事でなければならない。
- (ウ) 同一の専任特例の場合の監理技術者等を配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなす。
- (エ) 専任特例の場合の監理技術者等は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
- サ 上記ケただし書きにおける営業所特例の場合の監理技術者等の配置を行う場合は、次の(ア)～(リ)の要件のいずれかを満たしていること。
- (ア) 監理技術者等を専任で配置する必要がある工事は、以下の全てを満たすこと。
- a 特定営業所技術者若しくは営業所技術者（以下、「営業所技術者等」という。）が置れている営業所において請負契約が締結された工事であること。
- b 兼務する工事の数は、1を超えないこと。
- c 本工事の請負代金の額が、1億円未満（建築一式工事の場合は2億円未満）であること。
- d 営業所から本工事現場の距離が、同一の営業所技術者等がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ本工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、本工事現場と営業所との間の片道の移動時間がおおむね2時間以内であること。
- e 入札参加者が注文者となる下請契約から数えて、下請次数が3を超えないこと。
- f 本工事に配置される営業所技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下「連絡員」という。）を本工事に置くこと。
なお、本工事が土木一式工事又は建築一式工事である場合は、連絡員は、本工事と同種の工事に関する実務の経験を一年以上有する者であること。
- g 本工事現場の施工体制を営業所技術者等が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じること。
なお、情報通信技術については、現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものとする。
- h 次に掲げる事項を記載した人員の配置の計画書を作成し、本工事現場に備え置くこと。
- (a) 建設業者の名称及び所在地
- (b) 営業所技術者等の氏名及びこれらの者の置かれている営業所の名称

- (c) 営業所技術者等の一日あたりの労働時間のうち労働基準法第三十二条第一項の労働時間を
超えるものの見込み及び当該労働時間の実績
 - (d) 本工事に係る次の事項
 - i 工事の名称並びに契約を締結した営業所及び工事現場の所在地
 - ii 工事の内容
 - iii 工事の請負代金の額
 - iv 営業所から本工事現場への移動時間
 - v 下請次数
 - vi 連絡員の氏名、所属会社及び工事に関する実務の経験の内容
 - vii 施工体制を把握するための情報通信技術
 - viii 現場状況を把握するための情報通信機器
 - i 営業所技術者等が、本工事現場以外の場所から本工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されること。
 - j 営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - k 営業所特例の場合の監理技術者等は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
 - l 監理技術者資格者証の交付を受けており、国土交通大臣の登録を受けた講習を受講していること。
 - (イ) 監理技術者等を専任で配置する必要がない工事（営業所と工事現場が近接している場合）（平成15年4月21日付国総建第18号）は、以下の全てを満たすこと。
 - a 営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された工事であること。
 - b 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接していること。
 - c 営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。
 - d 営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - (ウ) 監理技術者等を専任で配置する必要がない工事（上記(イ)の場合以外）は、上記(ア)の要件を全て満たすこと。
- シ 専任特例の場合の監理技術者等を活用する場合は営業所特例の場合の監理技術者等を活用できず、営業所特例の場合の監理技術者等を活用する場合にあっても、上記コ(ア)～(ウ)の併用はできない。
- ス 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。
- セ 本工事に係る設計業務等の受託者でないこと、又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がないこと。
- ソ 入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと（当該基準に該当する者の全員が共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
- なお、セ及びソにおける資本関係及び人的関係とは、次に掲げるものをいう。
- また、当該関係者がある場合に、入札参加資格申請を取り下げる者を定めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、建設工事競争入札心得第4条第2項に該当しない。

(ア) 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社または民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

- a 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、aについては、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

- a 一方の会社の取締役等（会社の代表権を有する取締役（代表取締役）、取締役（社外取締役及び指名委員会等設置会社（会社法第2条第1項第12号に規定する指名委員会等設置会社をいう。）の取締役を除く。）及び指名委員会等設置会社における執行役又は代表執行役をいう。以下同じ。）が他方の会社の取締役等を兼ねている場合
- b 一方の会社の取締役等が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記（ア）又は（イ）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(2) 経常建設共同企業体の要件

- ア 共同企業体は、北海道における森林土木工事の競争入札参加資格が B 等級 に格付されており、（1）のイ及びスの要件を満たしていること。
- イ 構成員の数は、2 社又は3 社であること。
- ウ 構成員は、発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を受けてから営業年数が2 年以上の単体企業又は協業組合であること。
- エ 構成員は、（1）のアからウまで、オからシまで、セからソの要件をすべて満たしていること。また、（1）のクの要件については、構成員の1 社以上がその要件を満たしていることとし、（1）のケ、コ及びサの要件については、工事1 件の請負代金額が建設業法施行令第27条第1項に定める金額の3 倍未満であり、他の構成員のいずれかが技術者を専任で配置する場合において、残りの構成員は技術者を兼任で配置できることとする。
- オ 構成員は、全てが北海道内に主たる営業所を有し、かつ、構成員のいずれかが留萌振興局管内に主たる営業所を有していること。
- カ 各構成員の出資比率は、均等割の10分の6以上であること。
- キ 構成員の組合せは、北海道における森林土木工事の競争入札参加資格の格付が C 等級 以上に属する者で同一等級若しくは直近等級との組合せであること。
- ク 本工事の入札に参加する共同企業体の構成員は、単体企業、他の共同企業体の構成員又は協同組合等の構成員として参加する者でないこと。

4 競争参加資格確認申請書等の提出期間等

(1) 申請書

- ア 入札参加希望者は、競争入札参加資格確認申請書に（2）の書類の電子ファイルを添付して電子入札システムにより提出しなければならない。
- イ 入札参加希望者のやむを得ない理由により電子入札システムを利用できないため、紙により入札に参加する場合（以下「紙入札」という。）は、制限付一般競争入札参加資格審査申請書に（2）のイからエの書類を添付して紙により提出しなければならない。
- ウ （2）の該当書類について、電子入札システムによる提出が困難な場合（北海道電子入札運用基準第2章4－2に該当する場合をいう。）は、電子入札システムにより送付・持参提出通知書を提出の上、添付書類内訳書に添付して紙により提出しなければならない。

(2) 添付書類

- ア 制限付一般競争入札参加資格審査申請書
- イ 類似工事施工実績調書
- ウ 類似工事施工実績を証明する書面（工事实績証明書又はこれに代わる書面（契約書等の写し）。共同企業体での実績の場合は、共同企業体協定書の写し。）
- エ 特定関係調書（当該調書提出後、入札書提出時までの間において、新たな資本関係又は人的関係が生じた場合は、適宜持参により提出すること。）

オ 契約締結予定日において有効な経営事項審査結果（総合評定値通知書）の写し（有効期限切れ等により最新の審査基準日に係る経営事項審査を申請中の場合は、受理済みの経営事項審査申請書の写し）

(3) 提出期間等

ア 電子入札システムによる提出期間

令和8年(2026年)9月17日(木)午前9時から令和8年(2026年)9月29日(火)午後5時まで
(電子入札システムが運用していない時間を除く。)

イ 紙による提出期間等

(ア) 提出期間

令和8年(2026年)9月17日(木)から令和8年(2026年)9月29日(火)まで
(日曜日、土曜日及び休日を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで。

(イ) 提出場所

北海道留萌市住之江町2丁目1番地2
北海道留萌振興局総務課 主査(事業管理)

(ウ) 提出方法

持参又は送付により提出すること。

(4) その他

ア 資料の作成に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。

イ 提出された資料は、返却しない。

ウ 提出された資料は、無断で他に使用しない。

エ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

5 入札参加資格の審査

この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）政令第167条の5の2に規定する制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者が3に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果を令和8年(2026年)10月7日(水)までに電子入札システムにより通知する。ただし、紙参加の場合は、書面により通知する。

6 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者（以下「非該当者」という。）は、その理由について、令和8年(2026年)10月14日(水)までに電子入札システム又は書面により説明を求めることができる。

なお、書面は次の提出先に持参又は送付すること。

北海道留萌市住之江町2丁目1番地2
北海道留萌振興局産業振興部林務課 治山係長

(2) 理由の説明は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に電子入札システム又は書面により回答する。

7 契約条項を示す場所

北海道留萌市住之江町2丁目1番地2 北海道留萌振興局産業振興部林務課

8 入札書の提出方法等

(1) 入札書の提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出しなければならない。ただし、紙参加の場合は、紙により提出しなければならない。

なお、再度入札の場合においても同様とする。

(2) 入札書の提出期間等

令和8年(2026年)10月26日(月)午前9時から令和8年(2026年)10月28日(水)午後3時までシステムが運用していない時間を除く。)。ただし、紙参加の場合は、支出負担行為担当者により、競争入札参加資格があることが確認された旨の制限付一般競争入札参加資格審査結果通知書の写しと併せて、(5)の開札場所へ(6)の開札日時に持参すること。

なお、送付による場合は、工事費内訳書（以下「内訳書」という。）を同封し、封筒に「工事入札書等」と朱書きの上、必着とすること。

- (3) 初度の入札書提出時に内訳書の電子ファイルを添付して電子入札システムにより提出すること。ただし、紙参加者は、内訳書をあらかじめ作成の上、入札書提出時に持参し、提出すること。
- なお、内訳書の提出がない場合や、内訳書の内容を確認する入札において、内訳書に不備等がある場合は、当該入札は無効となり、また、再度入札を行う場合にあっては、再度入札に参加できないことになるので注意すること。
- (4) 本工事は、電子契約の対象工事であるため、初度の入札書提出時に契約に関する申出書の電子ファイルを添付して、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙参加者は、契約に関する申出書をあらかじめ作成の上、入札書提出時に持参又は送付すること。
- なお、持参の場合は落札者となったときに、提出すること。
- (5) 開札場所
北海道留萌市住之江町2丁目1番地2 留萌合同庁舎 3階 入札室
- (6) 開札日時
令和8年(2026年)10月29日(木) 午前 10:00

9 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。
- (2) 契約保証金
契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他知事が確実と認める担保を提供すること。ただし、北海道財務規則第171条（昭和45年北海道財務規則第30号。以下「財務規則」という。）の定めるところより契約保証金の納付を免除された者は、この限りではない。
- また、契約を締結する者が共同企業体の場合は、契約保証金は、免除する。ただし、その者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

10 制限付一般競争入札参加資格審査申請書用紙の交付に関する事項

制限付一般競争入札参加資格審査申請書用紙は次のとおり交付する。

- (1) 交付期間
令和8年(2026年)9月16日(水)から令和8年(2026年)9月29日(火)まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで。ただし、インターネットによる場合は、令和8年(2026年)9月16日(水)午前9時から令和8年(2026年)9月29日(火)午後5時まで（日曜日、土曜日及び休日を含む。）とする。
- (2) 交付場所
北海道留萌市住之江町2丁目1番地2
北海道留萌振興局総務課 主査（事業管理）
また、インターネットによる場合は、次のとおりとする。ただし、インターネットによる交付を行うことができない書類については、交付場所で直接行うものとする。
「調達ポータルサイト <https://www.idc.e-harp.jp/>」
（北海道のホームページにリンク）
- (3) 交付方法
直接交付又はインターネットによる交付とし、送付又はファクシミリでは行わない。
- (4) 費用
無料とする。

11 送付による入札

認める。ただし、電子メールまたはファクシミリによるものは受け付けない。

なお、送付による入札をした者は、開札場所にいない限り、再度入札に参加することができない。

12 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

13 落札者と契約を行わない場合

- (1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- (2) 落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができる。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

14 契約書作成の要否

必要とする。

なお、本工事は、電子契約の対象工事であるため、契約に関する申出書において、電子契約を希望した場合、落札者は電子契約に承諾したものとみなす（建設業法の規定により、契約の相手方の承諾があったものとみなす。）。

15 予定価格等

- (1) 予定価格 事後公表とする。
- (2) 最低制限価格 設定している。

16 図面、仕様書等（以下「設計図書等」という。）の閲覧等

- (1) 設計図書等は、閲覧期間中、インターネットにより閲覧ができる。

ア 閲覧期間

令和8年(2026年)10月7日(水)から令和8年(2026年)10月28日(水)まで

イ 公開場所

北海道留萌市住之江町2丁目1番地2

留萌合同庁舎 1階 閲覧室又は 調達ポータルサイトの「その他の公開情報」

「調達ポータルサイト <https://www.idc.e-harp.jp/>」

- (2) 設計図書等に関する質問は、書面によるものとし、持参又は送付により提出すること。

ア 受付期間

令和8年(2026年)10月7日(水)から令和8年(2026年)10月16日(金)まで

（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで。

イ 受付場所

〒077-8585 北海道留萌市住之江町2丁目1番地2

北海道留萌振興局産業振興部林務課

- (3) 質問に対する回答は、令和8年(2026年)10月28日(水)までに書面により回答するものとし、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間

令和8年(2026年)10月21日(水)から令和8年(2026年)10月28日(水)まで

（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

ただし、インターネットによる場合は、令和8年(2026年)10月21日(水)から令和8年(2026年)10月28日(水)まで

イ 閲覧場所

北海道留萌市住之江町2丁目1番地2

留萌合同庁舎 1階 閲覧室

ウ インターネットによる閲覧

「調達ポータルサイト <https://www.idc.e-harp.jp/>」（その他の公開情報）

17 支払条件

- (1) 前金払
契約金額の4割に相当する額以内とする。
- (2) 中間前金払
契約金額の2割に相当する額以内とする。
なお、本事項及び(3)の事項については、契約締結時にいずれかを選択の上、契約書を作成するものとし、契約締結後の変更は認めない。
- (3) 部分払
1回とする。ただし、軽微な設計変更に伴い生じた新工種に係る出来形部分等に対応する請負代金相当額は、当該設計変更に伴う請負代金額の変更が確定するまでの間は部分払額の算出基礎に算入しない。

18 再苦情の申立て

- (1) 非資格者に対する理由の説明に不服がある者は、回答を受け取った日から7日（日曜日、土曜日及び休日を除く）以内に書面により再苦情の申立てを行うことができる。
なお、書面は持参又は送付により提出すること。
- (2) 再苦情申立てに関する審議は、北海道入札監視委員会が行う。
- (3) 書面の提出先及び再苦情の申立てに関する手続等の問い合わせ先は、次の場所とする。
北海道留萌市住之江町2丁目1番地2
留萌振興局産業振興部林務課 治山係長

19 その他

- (1) 入札の執行回数は、原則2回までとする。
- (2) 開札の時（落札者の決定前まで）において、3に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (3) 入札手続きの取消し
落札者の決定後において、支出負担行為担当者が入札の公正性が確保できないと認めるときは、入札手続き全体を取り消すことがある。
- (4) 入札書記載金額
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 消費税等課税事業者等の申出
落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。
- (6) 入札参加者のやむを得ない理由により電子入札システムを利用できないため、紙により入札参加する者は、申請書等受付締切日（電子入札システムにより既に申請書等の提出を行った者が入札書の提出を紙により行うときは、入札書受付締切日）の午後3時までに、紙参加届出書（北海道電子入札運用基準紙様式3）を提出しなければならない。
なお、書面は、次の提出先に送付又は持参すること。
北海道留萌市住之江町2丁目1番地2
北海道留萌振興局産業振興部林務課
- (7) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名称 北海道留萌振興局産業振興部林務課
(電話0164-42-8459)
イ 所在地 北海道留萌市住之江町2丁目1番地2
- (8) この入札は、取りやめること又は延期することがある。
- (9) この入札の執行は、公開する。

- (10) 契約の相手方が、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度又は金融機関等による売掛債権の買取りを工事完成検査合格後に利用しようとする場合又は「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度について」（平成11年1月28日付け建設省経振発第8号）による下請セーフティネット債務保証事業若しくは「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国土交通省国総建第197号、国総建整第154号）による地域建設業経営強化融資保証制度を利用する場合において、契約の相手方が工事請負代金の支払請求権について、債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めたときは当該債権譲渡をすることができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。

- (11) この公告のほか、入札に参加する者は、別紙の建設工事競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。
- (12) 公告の内容に関し不明な点は、北海道留萌振興局産業振興部林務課 治山係長（電話0164-42-8459）

【入札の公告別記説明】

◎「1 入札に付する事項」の説明

この工事は、フレックス工期制による工事のため、次のことに留意してください。

- (1) 落札者は、契約までの間に「様式1」により実工期の申出をしてください。
- (2) 受注者が設定した工期に基づく契約により増加する経費は、受注者の負担とします。
- (3) 前払金を請求できる時期は、契約書で定めた工期内となります。
- (4) 契約日から工事開始日の前日までの期間は、当該工事現場の管理は当総合振興局の責任において行います。
- (5) 契約日から工事開始日の前日までの期間は、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはなりません。
- (6) 契約日から工事開始日までの期間は、主任技術者又は監理技術者及び現場代理人を配置することを要しません。

◎「3 入札に参加する者に必要な資格」の説明

3の(1)のア

本工事に対応する建設業の種類は、当該許可をもって入札参加資格を得た土木工事業です。

3の(1)のク

本工事と同種で、かつ、おおむね同規模と認められる工事は、次のいずれかの工事です。

なお、いずれの場合も国又は地方公共団体発注の工事であることとします。

同 種 工 事		同 規 模 工 事		備 考
		工 事 量	契約履行金額 (千円以上)	
a	森林土木工事（治山工事・林道工事）	－	12,500	元請実績
b	森林土木工事（治山工事・林道工事） 以外を同種とする場合	さく工の工事量が50m以上	12,500	元請実績

3の(1)のケ及びコ

- a 国家資格を有する主任技術者とは、1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士（種別を「土木」に限る。）、1級建設機械施工技士、2級建設機械施工技士又は技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」又は「農業農村工学」とするものに限る。）、林業部門（森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）及び水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。））の資格を有する者です。

また、これと同等以上の資格を有する者とは、建設業法第7条第2号の規定に該当する者です。

- b 監理技術者は、1級土木施工管理技士、1級建設機械施工技士又は技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」又は「農業農村工学」とするものに限る。）、林業部門（森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）及び水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。））の資格を有する者、建設業法第15条第2号ハの規定に該当する者であり、かつ、本工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者です。

- c 監理技術者補佐は、bの要件を満たす者又は1級土木施工管理技士補以上若しくは1級建設機械施工技士補以上の資格を有するものであり、監理技術者の職務を補佐するものです。

3の(1)のソ

本工事に係る設計業務等の受託者は、（株）新東京ジオ・システムです。

◎「4 競争入札参加資格確認申請書等の提出期間等」の説明

4の(2)のイ

記載する類似工事は、3の(1)のクに該当する施工実績の中から代表的な工事1件とします。

4の(2)のウ

類似工事施工実績を契約書の写しにおいてその証明を行うときは、併せて当該工事の完成を証する書類（工事受渡書の写し）を添付してください。

競争入札心得（電子入札用）

（総則）

第1条 北海道が発注する工事請負に係る入札を電子的に行う場合における入札参加に当たっては、別に定めのあるもののほかこの心得を承知してください。

（入札保証金等）

第2条 入札参加者（入札保証金の納付を免除されている者を除く。）は、入札執行前に見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含んだ額）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、保険会社との間に道を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険証券を提出したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除します。

2 前項の入札保証保険は、定額（定率）てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が入札当日から起算して9日以上のものでなければなりません。

3 入札保証金に代える担保として定期預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付けのある承諾書を提出してください。

4 入札保証金に代える担保として銀行又は知事の指定する金融機関の保証を提供するときは、保証期間を入札当日から起算して9日以上とした当該保証を証する書面を提出してください。

（入札）

第3条 入札参加者は、その使用に係る電子計算機に入札金額その他所定の情報をＩＣカード（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第8条に規定する認定認証事業者が発行した電子的な証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第4条第1号に規定する電子証明書をいう。）又は商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項の規定に基づき登記官が発行する電子的な証明書（商業登記規則（昭和39年法務省令第23号）第33条の8第2項に規定する電子証明書をいう。）を格納しているカードのうち、北海道の電子入札システムに利用者登録済みのものをいう。以下同じ。）及び当該電子証明書に係るパスワードを用いて入力し、指定された日時までに支出負担行為担当者の使用に係る電子計算機（以下「電子入札システム」という。）に到達するように送信しなければなりません。

2 入札書を紙により提出する入札参加者は、電子入札用の様式により入札書を作成し、封書の上、自己の氏名を表記して提出（入札箱に投入）しなければなりません。

3 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）による入札を認める場合において、前項の入札書を郵便等により送付して入札しようとする者は、その封筒に「 工事入札書」と朱書きし、配達証明郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者の提供する同法第2条第2項に規定する信書便の役務のうち配達証明郵便に準ずるものとして知事が定めるもので提出しなければなりません。

（公正な入札の確保）

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければなりません。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

（代理）

第5条 入札参加者は、代理人をして入札に参加させようとするときは、当該入札の執行前に、その旨を証する書面（委任状）を入札執行者に提出しなければなりません。

また、入札書を紙により提出する場合の入札書には、入札参加者（委任者）と代理人の氏名（法人の場合には、その名称及び代表者氏名）を併記し、代理人が押印して入札するものとします。

2 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。

3 入札参加者は、競争入札の参加を排除されている者又は競争入札の参加資格を停止されている者を入札代理人とすることはできません。

（入札書の書換え等の禁止）

第6条 入札参加者又はその代理人は、電子入札システムに到達した入札金額その他所定の情報を書き換え、引き換え、又は撤回することはできません。

2 入札書を紙により提出する入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできません。

（無効入札）

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

(1) 電子入札システムに到達した入札金額その他所定の情報（入札書を紙により提出する場合は、記載金額その他入札要件）が確認できない入札

(2) 入札書を紙により提出する場合において、入札書の記載金額を加除訂正した入札

(3) 入札書を紙により提出する場合において、入札書に記名押印がない入札

(4) 所定の入札保証金の納付又はそれに代える担保の提供をしない者のした入札

(5) 一の入札者又はその代理人が同一事項について二以上の入札をしたときの入札

(6) 代理人が2人以上の者の代理をしてした入札

(7) 入札者が同一事項について他の入札者の代理をしたときの双方の入札

(8) 郵便等による入札で所定の日時までに到着しなかったもの

(9) 無権代理人がした入札

(10) 入札に関し不正の行為があった者のした入札（当該行為が契約締結前に明らかとなったものに限る。）

(11) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(12) その他入札に関する条件に違反した入札

(開札)

第8条 開札は、電子入札システム上において行い、開札結果を電子入札システムで公開しますので、開札時には必ず自己の使用に係る電子計算機で確認できるよう待機してください。

また、入札書を紙により提出する入札参加者又はその代理人に対しては、その場で開札の結果をお知らせします。

なお、開札には当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせます。

(再度入札)

第9条 開札の結果、落札に至らない場合は、直ちに初度の入札参加者で再度入札を行います。ただし、予定価格を事前に公表した場合においては再度入札は行いません。

2 再度入札によっても落札に至らなかった場合には、随意契約によることがあります。

3 再度入札を行う場合にあっては、その旨を電子入札システムによりお知らせします。

また、入札書を紙により提出する入札参加者又はその代理人に対しては、その場で再度入札を行う旨をお知らせします。

(落札者の決定)

第10条 有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格で入札をした者を落札者としします。ただし、最低制限価格を設定した場合は、その最低制限価格以上予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者としします。

2 落札者となるべき価格で入札した者が2人以上いる場合は、電子入札システムが備える電子くじ機能によるくじ引きにより落札者を決定します。

(最低価格の入札者を落札者とししない場合)

第11条 開札の結果、次の各号のいずれかに該当するときは、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とししない場合があります。

(1) 当該申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき。

(2) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当と認められるとき。

2 前項の規定に該当する入札を行った者は、支出負担行為担当者の行う調査に協力しなければなりません。

3 第1項の規定に基づき、最低の価格で入札した者を落札者とししない場合は、予定価格の範囲内申込みをした他の者のうち、最低の価格で申込みをした者を落札者としします。

(入札保証金等の返還)

第12条 落札者が決定した場合、入札保証金又はこれに代える担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後に返還します。

2 再度入札の結果落札者がなく当該競争入札が打ち切られた場合は、入札保証金又はこれに代える担保はすべて返還します。

(契約の締結)

第13条 落札者が当該契約を締結しようとするときは、落札決定の通知を受けた日から7日以内に次の各号により対応しなければなりません。ただし、支出負担行為担当者から契約の締結を保留する旨の通知があった場合は、その指示に従ってください。

(1) 契約の締結を書面で行う場合には支出負担行為担当者の作成した契約書案に記名押印の上、支出負担行為担当者に提出しなければなりません。

(2) 契約の締結を契約内容を記録した電磁的記録で行う場合（以下「電子契約」という。）には支出負担行為担当者が電子契約サービスにアップロードした契約書案に電子署名を行わなければなりません。

2 入札参加者又はその代理人は、落札者となった場合に希望する契約方法を、支出負担行為担当者が指定する様式により、別途指示する時期までに申し出を行ってください。

3 前項の申し出により、電子契約を希望した場合、電子契約に承諾したものとみなします。

(北海道議会の議決事件)

第14条 全文削除

(落札者と契約の締結を行わない場合)

第15条 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行いません。

2 契約書の作成を必要とする契約であって、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとします。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができません。

(入札保証金等の帰属)

第16条 落札者が当該入札に係る契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金又はその納付に代えて提供した担保は、道に帰属します。

2 落札者であって入札保証金の納付を免除されたものが正当な理由なく契約を締結しないときは、当該落札者の見積もった契約金額（消費税等相当額を含んだ額）の100分の5に相当する額の違約金を道に納付しなければなりません。

(契約保証金等)

第17条 契約を締結しようとする者（契約保証金の納付を免除されている者を除く。）は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除します。

(1) 保険会社との間に道を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険証券を提出したとき。

(2) 保険会社、銀行、農林中央金庫その他知事が指定する金融機関との間に工事履行保証委託契約を締結し、道を債権者とする公共工事履行保証証券を提出したとき。

2 前項第1号の履行保証保険契約は、定額（定率）てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が工事の始期から引渡し完了予定日までの期間以上のものでなければなりません。

3 第1項第2号の公共工事履行保証証券は、工期の完成期限までに生じる債務不履行が保証されることを証するものでなければなりません。

4 契約を締結しようとする者は、第1項の規定による履行保証保険証券又は公共工事履行保証証券（以下「証券」という。）の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方又は当該工事履行保証委託契約の相手方が定め、支出負担行為担当者が認めた措置を講ずることができます。この場合において、契約を締結しようとする者は、当該証券を提出したものとみなします。

5 契約保証金に代える担保として定期預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付けのある承諾書を提出してください。

6 契約保証金に代える担保として銀行、知事の指定する金融機関又は保証事業会社の保証を提供するときは、工期の完成期限までに生じる債務不履行が保証されることを証する書面を提出してください。ただし、契約保証金に代えて提供させる担保については、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方である保証事業会社が定め、支出負担行為担当者が認めた措置を講ずることができます。この場合において、契約の相手方は、当該保証を証する書面を提出したものとみなします。

7 低入札価格調査を受けた者との契約については、契約保証金の額を契約金額の100分の30に相当する額以上とします。

（入札保証金等の充当）

第18条 落札者は、当該入札に係る入札保証金又はそれに代える担保の一部又は全部を契約保証金の一部に充てることができます。

（談合情報に対する対応）

第19条 入札に関して談合情報があった場合は、入札の執行の延期、事情聴取及び積算の内訳書の聴取を行うこと又は入札の執行を取りやめることがあります。

2 契約締結後に入札談合の事実があったと認められたときは、契約を解除することができます。

（入札の取りやめ等）

第20条 前条第1項及び第2項に定めるもののほか、支出負担行為担当者が入札を公正に執行することができないなど特別の事情があると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがあります。

2 電子入札システムに予期せぬ障害が発生したときは、電子入札の執行を延期し、又は中止することができます。

（入札の辞退）

第21条 入札参加者として指名された者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。

2 入札参加者として指名された者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出てください。

(1) 入札書受付締切日時までに電子入札システムにより辞退届を提出すること。ただし、システム障害等のために電子入札システムを利用できないときには、電話等により支出負担行為担当者に申し出ること。

(2) 入札書を紙により提出する入札参加者が辞退するときには、次のとおり申し出ること。

ア 入札執行前にあっては、その旨を文書又は口頭により支出負担行為担当者に連絡すること。

イ 入札執行中にあっては、その旨を口頭により入札を執行する者に連絡すること。

3 前項により入札を辞退した者に対し、これを理由に以後の指名等において不利益な取扱いを行うことはありません。

（不正行為に伴う損害賠償等）

第22条 入札に関して談合等の不正行為があった場合は、契約で定めるところにより、賠償金を徴収し、又は契約を解除することができます。

（工事費内訳書の提出等）

第23条 入札書提出時に工事費内訳書の電子ファイルを添付して電子入札システムにより提出しなければなりません。入札書を紙により提出する場合は、入札執行時に工事費内訳書の提出を求めることがありますので、参加するすべての入札に係る工事費内訳書をあらかじめ作成の上、持参するようにしてください。

2 入札書を紙により提出する入札参加者又はその代理人は、工事費内訳書の提出を求めたときは、工事費内訳書を封書の上、自己の氏名を表記して入札書と同時に提出しなければなりません。

3 工事費内訳書には、見積用参考資料により示す工事費内訳書様式の項目に対応する金額を記載しなければなりません。

4 入札参加者又はその代理人は、その提出した工事費内訳書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできません。

5 第7条各号に掲げるほか、工事費内訳書が次の各号のいずれかに該当するときは、当該工事費内訳書に係る入札は無効とします。

(1) 工事費内訳書の提出がない場合

(2) 工事費内訳書の記載金額(合計金額)その他当該工事費内訳書の要件が確認できない場合

(3) 入札書を紙により提出する場合において、工事費内訳書に記名押印がない場合

(4) 入札書を紙により提出する場合において、入札者（代理人をして入札をした場合にあっては当該代理人）以外の者が工事費内訳書を提出した場合

(5) 工事費内訳書の合計金額と入札書の記載金額が一致しない場合

(6) 見積用参考資料により示す工事費内訳書様式の項目に対応した金額が確認できない場合

6 前項により入札が無効となった場合は、第9条に掲げる再度入札に参加できません。

電子入札システムによる一般競争入札参加申請の留意事項

1 電子入札運用基準

電子入札の参加にあたっては、「北海道電子入札運用基準（以下、「運用基準」という。）」に留意願います。

運用基準は、北海道総務部イノベーション推進局情報政策課のサイトでご覧になれます。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/jsk/denshichotatsu14.html>

2 入札参加申請

(1) 電子入札システムによる参加申請

添付書類を電子化（作成、またはスキャナーで電子化）できるかによって申請の方法が2通りあります。

いずれの場合も、資格審査の結果は、電子入札システムにより通知します。

① 添付書類をすべて電子化できる場合

来庁の必要はありません。

すべての添付書類を添付し、電子入札システムで参加申請してください。

② 電子ファイルの容量が3MBを超える場合、または1書類でも電子化できない書類がある場合

来庁の必要があります。

持参提出通知書を添付し、電子入札システムで参加申請した後、持参提出通知書に記載した提出年月日に添付書類をすべて持参してください。

（一部の書類を電子で、残りを持参するという取扱いはできません。）

(2) 紙による参加申請

運用基準9により紙参加を希望する場合は、紙参加申込書を提出の上、従来どおり紙により入札参加申請書及び添付書類を提出してください。

資格審査の結果は、紙により通知します。

3 様式等

持参提出通知書、紙参加申込書、入札書（紙参加用）の様式は、上記情報政策課のサイトよりダウンロードできます。

【特に注意する事項（北海道電子入札運用基準より抜粋）】

4 入札書の提出について

(1) 入札書の入力には注意して正確に行い、入札書提出内容確認画面において慎重に確認を行ってから入札書の提出を行うこと。

(2) 入札書の提出は、入札書受付締切日時までに完了すること。締切日時以降はいかなる場合も入札書を受け付けないこと。

(3) パソコン等の利用環境により、送信が完了するまで長時間を要することがあるため、締切日時までに余裕を持って入札書の提出を行うこと。

(4) 入札書が正常に送信されたことを、入札書受信確認通知画面又は入札状況一覧において確認するとともに、入札書受信確認通知画面等を印刷し、入札書の提出が完了した証拠を保存すること。